

「振り込め詐欺救済法」に関する【お問い合わせ窓口】について

平成 20 年 6 月 21 日より「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（略称「振り込め詐欺救済法」）が施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された口座を凍結し、残っている犯罪被害金を被害者の方に返還する手続きとルールを定めたものです。

当金庫では、振り込め詐欺等の犯罪により当金庫の預金口座に振り込まれた方、当金庫から他の金融機関へ振り込みされた方からのご照会等につきましては、下記の【お問い合わせ窓口】で承っております。

なお、犯罪に利用された預金口座につきましては、預金保険機構のホームページに公示されております。

≪ 預金保険機構 ≫ <https://furikomesagi.dic.go.jp/>

【お問い合わせ窓口】

東濃信用金庫 事務部

TEL：0572-25-2090

受付時間：平日 9：00～17：00